

四日市市告示第 2 3 4 号

四日市市民間児童福祉施設等整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市民間児童福祉施設等整備費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、次条に定める者が児童福祉施設等の施設整備事業を実施する場合に本市が必要な資金を予算の範囲内で補助することについて、四日市市社会福祉法人の助成に関する条例（平成 1 6 年条例第 4 5 号）及び四日市市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 1 0 号）の規定によるほか必要な手続きを定めることにより、児童福祉施設等の円滑な整備を行い、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 この補助金の交付対象者は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人とする。

(交付対象事業)

第 3 条 この補助金の交付対象事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和 5 年 8 月 2 2 日こ成事第 3 7 0 号こども家庭庁長官通知）別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付金要綱」という。）4（1）に定める施設の整備及び設備の整備事業とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 地域子育て支援拠点事業所
- (2) 一時預かり事業所
- (3) こども家庭センター
- (4) 利用者支援事業所
- (5) 子育て支援のための拠点施設（対象事業要件）

第 4 条 この要綱が適用される交付対象事業は、次の各号の全てを満たすもの（以下、「補助事業」という。）とする。

- (1) 市内に設置する施設であること。
- (2) 交付金要綱に基づき、都道府県交付金の対象施設として、県補助金（以下、「県補助金」という。）の交付を受けるものであること。
- (3) 施設等の設置及び経営の主体が、法令等で定める基準に適合するものである

こと。

- (4) 整備する施設等が、法令等で定める基準に適合すると認められるもの
(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、交付金要綱に定める対象経費とする。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1の補助基準額に補助率を乗じた額とする。

- 2 前項に掲げる補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請受付時期)

第7条 申請書類の受付期間については、県の交付金決定日からその年度の3月31日までとする。

(事業の補助金交付決定前着手)

第8条 交付対象者は、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に交付金要綱に係る国への協議書に基づき事業に着手する必要がある場合には、第1号様式により市長に報告しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付に係る決定による通知を受けた交付対象者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更に より特別の必要が生じたときは、補助等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行)

第11条 交付対象者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、交付対象者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画の変更)

第13条 補助事業の計画変更にかかる承認申請は、軽微な変更の場合に限りこれを省略することができる。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく、交付対象者との事前協議のうえ補助目的の達成に支障がないと市長が認める場合の変更をいう。

(是正のための措置)

第14条 市長は、補助事業の実績報告書の提出があった場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを交付対象者に命ずることができる。

2 四日市市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第5条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金交付方法)

第15条 第6条の補助金の交付方法は、原則として別表第2に定めるとおりとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または、一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告又は施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金等の使用が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(理由の提示)

第18条 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該交付対象者に対してその理由を示すものとする。

(財産処分)

第 19 条 この要綱に基づいて補助金の交付を受けた施設等の財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定を準用する。この場合において同条ただし書に基づく同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号中「各省各庁の長が定める期間」とあるのは「こども家庭庁長官が定める処分制限期間」と読み替えるものとする。

（補助金の評価）

第 20 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（四日市市補助金等交付規則の適用除外）

第 21 条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）第 2 条第 1 号の規定により市長が指定する給付金とする。

（補則）

第 22 条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に、交付決定された事業については、なお従前の例による。

（こども未来部こども家庭課）

別表第 1

補助基準額	補助率
県補助金交付額に 3 分の 1 を乗じた額又は実支出額から県補助金 2 若しくは制度的補助金（日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本船舶振興会（日本財団）、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構及び中央競馬馬主社会福祉財団が交付する補助（助成）金をいう。）を控除した額のいずれか少ない額	100 / 100 以内

別表第 2

交付総額等	補助金交付方法
５０，０００千円以下の場合	一括交付とする。
５０，０００千円を超える場合	次の交付年数及び交付額による分割交付とする。 $\text{交付年数} = (\text{交付総額} - 50,000 \text{ 千円}) \div 20,000 \text{ 千円} + 1 \text{ 年}$ ※ 小数点以下切り上げ。ただし１０年を限度とする。 交付額 (ア) 初年度 ５０，０００千円 (イ) 翌年度以降 $(\text{交付総額} - 50,000 \text{ 千円}) \div (\text{交付年数} - 1) \text{ 千円}$ ※ 千円未満切り捨て。ただし、交付額の合計と交付総額とに差が生じる場合は、最終交付年度において調整する。

第 1 号様式

第 号
年 月 日

四日市市長

住 所
名 称
代表者

年度四日市市民間児童福祉施設等整備費補助金
交付申請に係る事業事前着手について（届出）

下記事業について、別記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 事業主体
- 3 補助金事業概要
- 4 開始及び完了予定年月日
- 5 事前着手の理由

- 別記条件
- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
 - 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。